

第3回 国立市文化芸術推進会議 議事要旨

1. 日 時 平成30年7月9日(月) 19:00～21:00
2. 場 所 国立市役所3階第3・4会議室
3. 出席者 (委員)
池田委員、足羽委員、高橋委員、綿引委員、福間委員、今村委員、渡辺委員、久保委員、沢辺委員、湯本委員
(事務局)
伊形生涯学習課長、青木社会教育・文化財担当主査
4. 傍聴者 0名
5. 議 事 (1) 開 会
(2) ヒアリング①(文化財管理活用嘱託員 萩原 紀子氏、濱中 秀子氏)
(3) ヒアリング②(三菱UFJリサーチ&コンサルト主席研究員 太下 義之氏)
(4) 事務局からの連絡事項
(5) 閉 会
6. 配布資料 資料3-1 文化芸術推進会議の検討内容について

7. 内 容

(1) 開会

- 事務局より本日の配布資料の説明を行った。
- 事務局より前回の議事要旨の報告が行われ、異議なく了承された。

(2) ヒアリング

- 事務局よりヒアリングの進め方について、説明があった。
- 事務局より本日のゲストスピーカー(文化財管理活用嘱託員 萩原 紀子氏、濱中 秀子氏)の紹介があった。
- ゲストスピーカーよりヒアリング資料に基づき以下の通り説明があった。

【萩原氏】

◇本田家は、江戸時代から甲州街道沿いにある名主のお宅である。国立市は大学通り、学園都市というイメージが強いと思うが、この学園都市が開発されたのは、大正から昭和初期にかけてとなっており、その前まではその一帯はヤマと呼ばれて雑木林が広がっていた。そこは農家が薪をとったり、肥料になるクズ掃きをしたりするところであったが、その農家の人たちは甲州街道沿いに居を構えていた。江戸時代の初めごろ甲州街道が整備された頃から、農家がたくさん居を構えだし、そこが今の国立のもとになった谷保村であり、谷保村は上谷保村、下谷保村に分かれていたが、下谷保村に本田家は位置している。

◇今年に入ってから、マスコミにもしばしば取り上げられるようになり、注目度は高まっている。

◇本田家のことを簡単にご紹介させていただくと、本田家の初代と言われる方は群馬県の渋川に住んでおり、二代目の定寛は川越に住んでいた。そのときに馬に関係する、馬医者や調馬に関係した仕事をしていたという記録が残っている。その後も、四代の定之の年代になり、その人が江戸幕府の三代将軍の家光と四代将軍の家綱に仕えていたという記録がある。そのときに、府中に馬市というのが江戸の初めに立ったということで、戦に使う馬を集め、いい馬をそこで調達するという、その関係で川越に住んでいたのが谷保の地に移ってきたとのことである。それが寛永年間、1624年から1644年の間に谷保の今のところに移ってきたというふうに伝えられており、現在の家屋は、そのときに用意されたものと伝わっている。

◇その関係もあり、川越から谷保の地に移ってきたときに持ってきたという古い神棚も主屋内に残されている。この定之という人が幕府、将軍に仕えたということで、その褒賞として葵の紋のついた馬具が今も本田家には残されている。

◇九代の定綏（随庵）は周囲でも有名な漢方医という記録が残っている。この時期に財力を蓄え、下谷保村の名主を務めるとともに、文人でもあったことから、杉田玄白とのやりとりがあったという記録が残っている。

◇十代の定价（昂斎）も医者、名主としても活躍しており、この方は、市河米庵という幕末の三筆と言われる書道の有名な方の弟子になり、その後は、菊池五山という漢文学者の弟子になるほか、谷文晁をはじめ、有名な文人の方との交遊もあったという記録が残されている。

◇次代の十一代覚庵が、「覚庵日記」という日記を残している。この日記は、若くして、自らの医者修行に行った話が記載されており、江戸の麹町の安富家というところに弟子入りし、そこで住み込みで様々な医学の修行をしたという記録が残っている。さらに、覚庵は、医者以外にも名主としても、また、書家としても活躍した。さらに、新選組の土方歳三が覚庵のおいであったことから、日記の中にも土方歳三や近藤勇がやってきたという記述もある。

◇十三代の定年（退庵）は、戸長も務めるなど名主の流れを受け継ぎつつ、時代の流れの中で自由民権運動に若いときに身を投じ活躍し、その後、この方も米庵流を引き継いで、書家としてその後大成している。

◇十四代の定壽（石庵）は国立の村長も務め、国立町の開発のときに、自らの土地を提供したりと、村のためにも活躍した方である。先代たちと同様に、この方も書家であり、特に篆刻家としても活躍されており、中村蘭臺という有名な篆刻家の弟子であった。

◇十五代定弘（谷庵）は、後の国立町役場の助役も務められ、この方も篆刻や刻木においてとてもすぐれたものを残された。そして、現在が、十六代の味夫さんという方が本田家のご当主になるが、この方もとても文章を書くのにすぐれており、特に詩を書くことに長けている。以上紹介してきたとおり、本田家は文人の家系である。

◇現在の本田家の間取りは資料のとおりであるが、一番最初に建築をされたのは喰違形六間型という間取りであった。この間取りが現存していることは非常に貴重である。

◇この主屋は、伝承で寛永年間に移ってきたという話であるが、建物調査の際に祈祷札が発見され、その祈祷札には享保16年（1731年）という記述があった。この祈祷札により、この家が享保16年以降はこの家があったという証明になることから、そこから数えても約280年、ずっとこの谷保の地に今の形で残っていることになる。

◇さらに、薬医門という門が主屋の外にあり、この薬医門は、調査をしたところ、門の形か

ら江戸時代の終わりに建てられたものであろうというふうに言われている。これは馬に乗ったままで門の中に入れるようにということで高くできており、本田家では「おうまもん」というふうに呼んでいたと伝わっている。

◇敷地には、漢方医の家柄であったことから、漢方に関係する植物も残っている。

◇280年以上前に谷保の地に根づいて地主となり、医者となり、名主となり、文人として、この地域の様々な文化の中心を担ってきたお宅が本田家である。

◇続いて、本田家に関し、市でどのようなことを行ってきたかを紹介したい。市ではこれまで、本田家に関係した幾つかの調査を行ってきた。最初は、中央図書館による文書と書籍の目録作成ということで、これは昭和60年代に国立市史を編さんするという目的で、市内の古いお宅の文書目録をつくった際に、本田家でも文書目録を作成したというものである。

◇その後は、平成6年に教育委員会において、主屋と薬医門の実測調査を平成6年に行った。

◇また、主屋は2009年まで使用されていたが、その後は人がいらっしやなくなり、住まいがそのままの状態に残されたことから、生涯学習課の方で平成23年から5年間をかけて室内に残っている資料の悉皆調査を実施した。その後は、蔵の中にも様々な資料が所蔵されていたことから、平成28年より2年間かけて、蔵の中の資料調査を行ったところである。

◇この資料調査により、資料価値の高いものが多々見受けられたことから、現在これらの資料は他の市町村での様々な展示や研究にも活用されている。

◇一例をご紹介すると、多摩地域では、明治になって自由民権、民主主義を求める声が高まり、その運動が非常に活発になった際に本田家の当時の当主もこれに参加したということで、町田市にある自由民権資料館において開催された「民権家の創作と精神世界」という展覧会のポスターに本田退庵が掲載され、展示資料として本田家のことも紹介された。

◇また、平成29年度には、本田家が先ほどもご説明したとおり、新選組ともつながりがあったことから、霞ヶ浦市の方で「伊東甲子太郎と幕末の同志」という企画展を開催した際に、新選組関係の資料を貸し出ししたりしている。

◇また、平成30年度は先ほども触れたが、十代の定价（昂斎）が市河米庵や菊池五山の弟子であり、書や漢文に長けていたことに加え、多摩地域だけではなく、中央の文人とかかわりがあったということで、足立区で開催された「谷文晁と二人の文人」という展覧会でも本田家の資料が紹介されている。

◇国立市としても過去に2回、くにたち郷土文化館において本田家に関する展示会を開催している。1回目は、平成18年に「幕末から自由の権へー本田家の人々が見た時代ー」という企画展を開催し、これにより初めて本田家の様々な資料が世に出まして、多くの方に本田家のことを知ってもらえる大きなきっかけとなった。

◇2回目は、平成27年に同じく郷土文化館において「村の明治医新」ということで、本田家が代々医者を務めていたことから、明治後も医者本田がどのような医者だったかというところを紹介した展示となった。

◇以上に加え毎年秋に「東京文化財ウィーク」という東京都全体で様々な文化財を紹介しよう期間で本田家をPRしている。本田家は調査期間中ということもあり通常は非公開としているが、文化財ウィーク期間中は、土間の部分まで入っていただいて、どんなお家なのかというのを見ていただく期間として公開している。

◇同期間中には別途、建築的な部分について専門の先生に説明していただき、合わせて土間以外の部分も見学していただくという講演会兼見学会や、本田家に関する医学や芸術分野を考察する講演会を開催するなど、本田家のPRに努めているところである。

【濱中氏】

◇萩原の説明に捕捉し、本田家という文化財を、今後、市としてどのように保存活用していくべきかを、希望も含めてご説明したい。文化財といっても、活用方法を定めるのは困難である。これまでの文化財保護法の考え方としては、家屋であれば、手を入れずにそのままの状態を見ていただくというのがこれまでの考え方であった。しかし、近年、文化庁で方針が転換され、観光拠点やまちづくりの中核として捉えていくとする方針が打ち出されたところである。

◇福生市では2億円で土地を購入して、寄贈を受けた家屋の手入れをして、国の登録文化財というのを目指すというところからスタートしているが、国立市の場合のご寄贈、土地ごとのご寄贈というのを今回受けており、どのように活用していくのかということが本当に重要なことになっていくと考えている。

◇北部では今後、旧国立駅舎が建ち、南部には郷土文化館があるが、いわゆる谷保地域には何もないのが正直なところであったが、本田家という対外的にも非常に価値が高い、どちらかという国立市内よりも外部の文化財をよく知っている方たちのほうがその価値を認めているような家屋と資料群を、今後は、地域の子供たちがそこに出入りをして、そこを活用して学んでいく中で、まちにまた戻ってくるような、そういう足がかりとなるような、拠点となるような場所になることが今後は望ましいのではないかと考えており、市民の皆様にも、そのような認識をぜひ深めていただきたいと考えている。

◇ヒアリング資料①-2として「くにたちの自然と文化」に私のほうで一文を載せさせていただいているが、国立のまちにこれだけ深い歴史のある資料群が眠っていたんだということ、これからそれらを掘り起こして、まちづくりの中核としていくのが課題であるということをお願いしたい。あの家屋があるから、あそこに出入りしてよかった、これだけの深い歴史があるまちに住んでいてよかった、市民の方々にそう思っただけのような家屋と資料群のご寄贈を受けたということをお願いしておきたい。

■ゲストスピーカーの説明後、委員より下記のとおり質疑・意見等があった。

【綿引委員】

◇文献資料や物資料、建物といった文化財資料は、どこの市町村も保存を行うことに苦労されていると聞いている。特に物資料は例えば古い町だとたくさん出てくると思うが、結局、無用の長物みたいに扱われてしまうという話を聞いているが、国立市はどのような扱いをしているのか。

【濱中氏】

◇過去に第一小学校で民具の資料を大量にPTA活動の一環で集めた時期があり、そのおかげで蚕の資料、今、既になような蚕業の遺跡のようなものを大量に取得している。それらは現在、小学校3年生の地域を知るといふ、昔の生活を知るといふような単元の中でくにたち郷土文化館において民具案内という形で活用している。

◇確かに他の市町村では収集した資料の活用方法というのが非常に難しく、先ほどご質問の

とおりに、収蔵されてしまって死蔵というようなこともあるが、国立市の場合は、旧柳澤家住宅という古民家なども活用の場として捉えられており、地域に伝わっていた年中行事を実際に行き、その中でその資料を活用していくというような方策がとられており、いわゆる死蔵されているわけではないため、そういった意味では希少なまちというふうに申し上げてよいのかもしれない。

◇本田家資料は資料群で7万点ある。それらは、分野別に分けても江戸から平成に至る全ての生活資料や文化財としての高価値を持つ重要資料も多数あり、死蔵のしようがないぐらいの分野別資料があるという珍しいケースである。家屋も古く、歴史的な価値もあって様式としてもすばらしい。先ほど申し上げたように対外的にも知られていることから、今後は、資料借用などをはじめとした活用が多くなっていくのではないかと考えている。

【池田議長】

◇建物については、文化財登録などは行われているのか。

【濱中氏】

◇国登録有形文化財となっている。耳障りはとても良いが、いわゆる網かけ的な保存制度となっており、家屋に手を入れて、売却・解体といったことがないような形で文化財としての認識を持ってほしいという国の登録制度である。ただし、本田家は登録文化財とするにはもったいないほどの歴史的な深さがある家屋であるので、本来的には指定が望ましいと考えている。

【池田議長】

◇国の重要文化財も視野に入れられるのか。

【濱中氏】

◇そのようになっていくべき家屋と考えている。

【久保委員】

◇学校教育に関連して何うが、多彩なこの資料を見て、例えば「解体新書」であるとか、土方歳三関係の資料であるとか、今、小学校で勉強していて、まさにリアルな資料がこの市内にあるというのは大きな魅力であり、子供たちにとってはとてつもない財産だなどいうのを、今お話を伺って実感したところであるが、今後の活用方法について、地域の子供たちのための活用というお話もあったが、具体的に市内の子供たちを招待するなど、取り組みのビジョンはあるか。

【濱中氏】

◇現在のところ、家屋についてどのような形で保存活用していくかというところがまだ確定していない状況であることから、具体的な活用方法というのはまだ白紙であり、また、それは今後、市民の方々に掘り下げていく点ではないかと私自身は考えている。ただし、個人的な意見としては、本田家住宅と資料群が活かされていくことを念頭に考えると、やはり子供たちに向けて、将来、例えば大きくなって、あの町に住みたい、あれだけの歴史があるまちに住みたいというよすがになればと思っていることから、委員がおっしゃった展開になっていくことが望ましいと考える。

【久保委員】

◇例えば、「解体新書」を訳したのはこんなにすごかったんだ、そういうことだったんだと学

んだものが市内に現物があるなんてすごいことだなと私自身も感動したところである。ぜひとも子どもたちのために生かされれば良い。

【高橋委員】

◇貴重な資料群7万点は現在、どこに保管されているのか。

【濱中氏】

◇家屋内及び本田家の蔵の中に置かせていただいているような状況である。

【高橋委員】

◇そうすると、水害や地震や火災の対策については、現状のままだと後手に回ってしまうのではないか。

【濱中氏】

◇個人的な意見になるが、危機感を覚えている。

【事務局】

◇捕捉になるが、家屋は建っているものの、長年たっているという点もあり、傾きをはじめ老朽化がかなり進行している。建造物として危険な状況になりつつあることから、保存活用の観点からも、まずは地震等で家が倒壊しないようにするための応急修繕を平成30年度に行っていこうと考えており、その後に復元をしていこうと考えている。

◇資料についてはゲストスピーカーの説明のとおり、現在のところ、主屋の中と蔵の中で保存しているが、決して保管状態としては適切なものではないという認識は教育委員会としても持っているところである。よって、適切な場所に移動させる、もしくは資料を収蔵するスペースを確保していかななくてはならないという課題は持っており、解消に向けた方策みたいについては、検討し今後の予算要求などで対応していきたいと考えている。

【池田議長】

◇他の古民家を管理している自治体等との連携は現在のところとっているのか

【萩原氏】

◇東京都の中では古民家を持っている6、7自治体、世田谷区や目黒区などでは連携を持っていて、定期的に会合も持っていて、お互いに情報交換をしたりということはしていると聞いている。

【池田議長】

◇その中に本田家は含まれているのか。

【萩原氏】

◇現在のところには行っていないが、今後復元工事が完了すれば、当然連携は必要になると考えている。

【池田議長】

◇古民家の復元の大まかなスパンはどのようになっているのか。

【事務局】

◇現在、復元に向けた検討を行っているが、文化財の建て直しには非常に多くの時間を要する。現段階の想定としては、解体・復元をして、新たな建物として皆様にご覧いただくところまでいくのは、少なく見積もっても5年以上はかかると考えている。

【足羽委員】

◇本田家住宅の前は甲州街道であり、車の往来が多く排ガス等で環境的に良いとはなかなか言えないと思うが、想定としては移築ではなく、あの場所での再築を目指しているのか。

【濱中氏】

◇今回ご寄贈いただいたご当主のご意向としては、土地に根差して、近隣の方からも本田のお宅である認識を深く持たれているということをよくご存じであることから、地元で地域に根差してきたことを生かしたいという、そういうご希望があると推察している。ご当主は以前、「昆虫標本のような家ではなくなるかもしれませんね。この古い家屋と、それからここには古いアジサイがあるんです。ここにしかない植物もあります。ジャングルみたいだなと言われることもありますけど、でもいい庭だなと言われることもあります。」といったご発言をされており、移築して違うところで展開して、当時からの雰囲気や壊しては、家屋というのが生かし切れるのかという不安もあったのではないかとも思える。

◇よって、ご当主の意向としては、寄贈いただいたその場所での復元、また活用ということを望まれていると考え、市としてもその方向で考えている。

【足羽委員】

◇国立市がそこをコアの場所として考えていけるのかどうかというのが大事なところだと思う。もう一つ伺いたいのは、子供たちが古い家やきれいな庭を見て、こんな歴史あるところに住んでみたいなどというふうに思うというのは、そうあればよいとも思うが、一方でギャップがあるとも思う。もちろん大事なことではあると考えるが、もう少し間口を広げるというか、歴史的なものとしてあるだけではなく、今の時代を生きている家屋という、ここまでのどり着いてきてくれた家屋で、これからも生かしていく家屋というふうな形で展開できると良いのではないか。

【濱中氏】

◇将来的にどうなっていくのかというのは、今の段階で申し上げられないかとは思いますが、歴史的な深さというのやはり伝えなければ伝わらないと考えるため、学校帰りに子供が、それこそ寺子屋のような場所になって、寄っていけるような場所であることは肝要だと考える。家屋単体でただそこに在って、資料もただ置いてあってということでは、それは大人であっても伝わらないと思う。

◇そこに介在するものがあって、伝えようという意思があって、なおかつそこを活用してこうとするエネルギーが必要で、難しいことは承知しているが、ただ、場というものが必要だと考える。例えば、今日お渡ししたようなこの資料で、国立には実は昔こういうお家があって、こういう資料が実はあった、すごいでしょうと言っても、やはり紙で終わってしまう。

◇ところが、家屋があって、実際の資料がそろってストーリーがきちっとあるということ自体が、国立市は貴重な財産を手にしたと考えており、そのような形で生かされていくことを、家屋や資料や過去お住まいであった方、地域の方、このお宅を親しく思われていた方々というのは望まれていると考えている。

【足羽委員】

◇例えば、本田家が改築されてきれいになったときに、子供たちが夜泊まれたりということは考えられるか。また、その周辺にそれに関連した施設をつくるような土地はあるか。

【事務局】

◇近辺に市が所有している土地はない現在のところない。

【濱中氏】

◇甲州街道沿いには、市が管理している本田家住宅の近辺には「やぼろじ」という民間で様々なことが行われている古民家がある。並びにこのような場所もあるので、市としてどのようにしていくかということは別にして、甲州街道沿いの歴史ある景観など、そういったものを生かしたいというような考えであるとか、子ども連れでのんびり、田舎っぽいけど、おいしいものを食べたりしたいなというようなエリアをつくる。本田家に付随して違うところでも同じ流れが拡散していくという展開ができていくと、より根差していけるのではないかと考えている。

【事務局】

◇市としても、本田家住宅を単体でどう活用していくかはもちろん検討していく必要があるが、例えば、今後、駅舎が復元されたり、現在大学通りには今アートビエンナーレの彫刻が置かれているなど、様々な文化芸術に関するものを点で捉えていくのではなくて、面で捉えていくことを基本的には考えており、今、足羽委員がおっしゃられた複合的なことというのは、今後また考えていきたいなというふうに考えている。

【湯本委員】

◇非常に貴重な資料があつて、それも外部の専門家の注目を浴びているようなものであるというお話であつたが、そういったものをたくさんの人に活用いただくように整理して、実際に研究に役立てるということを考えると、この数万点に及ぶ資料を管理していくには大きなエネルギーが必要になるかと思うが、国立市でそれは可能なのか。

【濱中氏】

◇谷文晁や英一蝶、市河米庵のような著名な方の資料群も多く所蔵されており、なおかつ分野もものすごく多岐にわたっていることから、それらを活用していくということは楽しいことと捉えている。量が多いゆえに、逆にあの資料をさわりたい、見たい、活用したいと思うような方というのはたくさん出てくるのではないかと考えている。

◇また、学芸ごとで専門が異なることから、そういった意味での偏りは生じてくることは、考えられるが、それでも活用の用途や方策ということは限りなく広く、また時間を要すると考えられる。

◇ただ、それを苦しく捉えるのか、ポジティブに捉えるのかで、その用途の方法は全く異なってくるのかなと思っているし、今回ご寄贈いただいたものは、文化行政、文化財だけではなくて、国立市の文化的な側面を底上げするものだと考えている。国立市は、表面的に着飾っても美しく見えるが、その中身であるものは何なのかと考えたときに、これがその中身になっていくだけの価値のあるものだというふうに捉えていいのではないかと。

【福間委員】

◇まず専門的な意味で、歴史研究的な意味での活用はいったん置いておいて、ほんとに1つの部屋でもきちっと、ここにあるいいものと出会えるような空間をつくって、そこに子供も大人も入ってもらえるようにしておく。外国なんかの例を見ても、広くてたくさんあるからいいなんていうところはなく、狭い部屋でもここはしっかりあるなというか、そういうものを1つ2つとつくっていければ良い。

◇だから、逆に7万点という数にあまり驚かないことにして、生かせるもの、親しめるものというか、学問的活用とは違う意味で、人々が会いやすいもの、それを生かしていけば良いのではないかと。

◇学問的な部分に関していえば、これはやはり相当専門性が強いと感じている。谷文晁など、ご紹介していただいた文人たちは、ほとんど日本の人は知らないのではないかと。この辺りは相当細かい専門性の部分になるから、それはそれで学者の方にきちっと整理してもらおうということで良いのではないかと。

◇また、本田家住宅一つのために人が動くかという問題がある。なので、先ほど他の委員が言われていたように、散歩コースのようなものがない形でできていって、その中に本田家があって人がやってくるということにならないといけない、そこがもう一つ大きな課題になってくると考える。

【渡辺委員】

◇谷保のこのあたりには四軒在家という言葉聞いたことがあるが、その四軒の中に本田家はあたるのか。

【萩原氏】

◇四軒在家はまた別のエリアとなり、ここは下谷保という地域となる。

【足羽委員】

◇福間委員もおっしゃったが、ハウスミュージアムという概念がある。むしろ文化財保存で考えるよりは、四季折々の様々なことをやったり、飾りつけをしたり、中のしつらえを変えたりして、その場所が一つミュージアムであり、中に入って見られる、そういうような発想もあると思っている。

◇近現代史の先生というのは、一橋大学の先生でも何人かの顔が浮かぶんですけども、垂涎的になると思うし、そういう近現代史のもので別途資料というのは、研究者用というか、そういうものとして考えて、そこから幾つか常にローテーションしながらディスプレイできるものとか、その時々で企画で、皆さんに見ていただけるものを出していく。

◇日本の家屋は、四季折々で表情が全然違うと思っているので、そこら辺のところとのコンビネーションというのも有効だと思っているし、国立市にはミュージアムというのは多くないはずなので、小さくても意味あるミュージアムを、特色あるものが幾つか挙げてみて、それをつなげていってほしい。

【池田議長】

◇ヨーロッパの場合は、境界というのはあらかじめ壁とか道で考えられており、博物館などもどうしても石とかで囲まれているというイメージがあるが、日本の場合は、この本田家の庭のように、扉や窓あけることによって境界が広がっていくという感覚がある。日本の空間というのは、それをあけることによって自由に一体とすることのできる、境界の広がりがあるので、それは、逆に言うと、建物の保存や管理の面では非常に難しい部分があるが、その時代の中でのつくり方、要するに床のあり方とか、そういうものをどのように捉えていくかが肝要である。さらに、書画や篆刻といったものがどれだけ重要な文明のものの一つであったかというのを継承していく必要がある。

◇また、福間委員がおっしゃったとおり、学芸員的な、文献的なものは切り離して、それは

研究として別として考えて、まず最初は、見学者にとって見える形、目で見える形で確認できる時代性というもののや、現在まで続いているというものが今後重要になってくるのではないか。私自身、古い建物を所有しているが、これをなぜ公共に渡さないかという、渡すとぐちゃぐちゃになっています感覚があるからである。個人の意思でやっていたほうが、長いスパンでポリシーが通るということもあるので、やはり行政の管轄下に置かれるのであるけれども、かつての所有者の目線での物の捉え方というのは非常に重要である。

【今村委員】

◇池田議長がおっしゃったことに関連するが、寄贈された本田家のご当主のご意向、どういうふうにしてほしいとか、そういうことというのは常にコミュニケーションをとりながら進めていっているのか。

【濱中氏】

◇当初から資料群の調査に関しては、例えばこれはどういう意図で使われていたのか、やどういう経歴があるのかということも含めて、聞き取りをしなければ保管できないような資料群だったため、絶えずコミュニケーションをとらせていただいていた。

◇その中で、特にこれはこうしてください、ああしてくださいというようなことは仰ってこられなかったことから、逆に心情を酌み取りたいという思いがある。

◇もう寄贈は終わっているのだから、切り離して考えることというのは簡単だと思うが、今も家屋の維持管理などについてご助言をいただいたりしている。地域に生かしてほしいという切なる願いにきちんと答え、市にあげるとぐちゃぐちゃにされてしまうというふうになることのないよう適切に保存活用していけたらよいと考えている。

(3) ヒアリング②

■事務局より後半のゲストスピーカー（三菱UFJリサーチ&コンサルタント主席研究員 太下義之氏）の紹介があった。

■ゲストスピーカーよりヒアリング資料に基づき以下の通り説明があった。

【太下氏】

◇まず、近年の日本の文化政策の動向について説明する。ご存知の部分も多いと思うが、2017年、昨年6月に文化芸術を所管する法律が大きく改正され、もともと「文化芸術振興基本法」と言われたものが、「文化芸術基本法」となった。

◇改正のポイントは、様々な観点があると思うが、第一の趣旨としては、「文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと」とされている。別の言い方をすると、文化政策というものを経済政策として推進するということを大きく目的として法律が改正された、こういうことになる。

◇また、国立市もそうであるが、基礎自治体として見ると大きい点としては、「文化芸術推進基本計画」である。これは政府がまず定め、これにのっとって地方公共団体も地方の文化芸術推進基本計画というものを定めるということが努力義務として明記された。努力義務ではあるが、このように書かれるということは、かなりインパクトのある表現であると考えている。

◇政府がつくった文化芸術推進基本計画は4つの目標と6つの戦略を基本構造としている。

◇目標1は、文化芸術の創造・発展・継承と教育というふうになっているが、中身を見ると、文化芸術というものが社会参加の機会を開く社会包摂の機能を持っており、さまざまな社会的課題を解決する場として、その役割を果たすことが文化施策には期待されているということが明記されている。従来の文化芸術政策に対すると大きな転換であり、かつ、社会包摂といったところも文化芸術の範疇に入ってくるというのが大きなポイントになるかと思う。

◇目標2は、創造的で活力ある社会ということが述べられているが、ここに文化芸術というものが大きくかわるとということが示されている。つまり、文化芸術が人々の活力や創造力の源泉となるとともに、社会の成長の源泉、我が国への威信の付与、地域への愛着の深化、関連ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値といった社会的・経済的価値を有する公共財としての性格も有するとされている。

◇目標3は、心豊かで多様性のある社会ということで、ここも社会包摂的などが重視されている。多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を文化芸術は有しており、対象としても子供から高齢者まで、障害者や在留外国人、多様な主体に及ぶとされている。

◇目標4は、地域の文化芸術を推進するプラットフォームをつくるということが掲げられている。

◇上記の4つの目標と、ちょっと関係性が微妙に難しいが、6つの戦略というのが別に掲げられている。戦略1では、文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実ということで、お題目としては、一般的なことが書いてあるが中身としては東京でオリンピック開催にあたっての戦略が述べられている。

◇オリンピックというと、一般的にはスポーツの祭典という認識が非常に強いと思うが、実はオリンピックはスポーツの祭典であると同時に、文化の祭典でもある。直近の先進国で行われた2012年のロンドン大会のときには、約12万件もの文化プログラムが実施されたと言われている。これを受けて、日本では文化庁が20万件の文化プログラムを実施するというようなことを掲げている。国立市でも文化プログラムというのが多々、行われることになると思う。

◇戦略2では、文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現ということで、文化芸術というものが、観光や産業やマーケットの育成等々にも寄与するということが述べられている。

◇戦略3は、国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献ということで、ここにも観光といった言葉が出てくる。

◇戦略4は、社会包摂とかかわってくるが、多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成ということで、文化芸術と教育、福祉、医療その他の分野の連携を強化し、社会包摂の機能を充実させるということが述べられている。

◇戦略5は、専門的な人材の確保・育成ということで、いわゆるアートマネジメント人材等の育成について述べられている。

◇戦略6は、先ほども述べたとおり、プラットフォームをつくっていくということが述べられている。

◇以上説明して生きた文化芸術推進基本計画は、法に基づいてつくられているが、これとは直接的には関係ないが、昨年、「文化経済戦略」というのが文化庁と官邸から出された。これはそのとおり、文化というものと経済というものを一体的に推進していこうということであり、ここにも6つの視点が書かれている。

◇1つ目は、未来を志向した文化財の着実な継承とさらなる発展ということで、文化財保護法の改正について触れられている。

◇2つ目は、文化と経済が一体的に発展していくものとして、文化への投資が持続的になされる仕組みづくりについて述べられている。

◇それから、文化経済活動を通じた地域の活性化。これは、例えば今年ちょうど開かれるが、新潟の越後妻有地域で3年に1回開かれる「大地の芸術祭」、などが典型的であるが、過疎の集落等が芸術祭で非常に活性化するといった効果が文化芸術にあるのではないかとこのところがある。

◇4つ目は、双方向の国際展開を通じた日本のブランド価値の最大化について述べられている。

◇5番目が文化芸術活動を通じた社会包摂・多文化共生社会の実現ということで、一見、経済と社会包摂や多文化共生というのは、ちょっと反りが合わないようなイメージがあるが、実は文化経済活動においても社会包摂的な観点は非常に重要であるということが言われている。特に、人生100年時代と言われているように、旧来は、20歳までの学びの時期、20歳から60歳が仕事。この後は老後と言われてきたが、60歳から100歳まで実は40年間、働く時期と同じ時間があるといったときに、その人生の充実が何によってもたらされるのかと考えた際にそれは、文化芸術ではないかという考え方である。

◇6番目が、2020年を契機とした次世代に誇れる文化レガシーの創出で、これは先ほど少し触れたオリンピックについてである。ちなみにオリンピックについては、レガシーというキーワードが非常に重視されており、日本人は小学生からお年寄りまで含めて、みんなオリンピック大好きであり、オリンピックへ向けてスポーツも文化も盛り上がること自体は間違いない。一方、非常に重要なのは、2020年が終わりですべてが終わってしまうのではなく、2020年以降もオリンピックという経験が国なり地域なりにどのようないい効果、影響を残すことができるのかということが非常に問われているということである。逆に言うと、そういう後々に残るべきレガシー、効果、影響というものを考えた上で、表面的にはイベントに見えるかもしれないけど、文化プログラムを実施するということが大事だとされている。

◇また、文化財保護法の改正についてももう少し詳細に解説すると、改正の大きな趣旨としては、従来は文化財というのは、どちらかというと保存に非常に重点が置かれていたものを、保存と活用というものが両輪だということを重視したところが非常に大きいと考えている。

◇オリンピックの「文化プログラム」については、「ロンドンオリンピックを超える」という目標のもと、20万件の文化イベント、5万人のアーティストの参加、5,000万人の参加、訪日外国人旅行者4,000万人に貢献、非常に大きな数値目標が掲げられているところである。

◇今のところ、「文化プログラム」は3つのロゴが並行して稼働している。公認ロゴ、応援ロゴの2つは組織委員会が発行しており、もう一つは、内閣府と文化庁の双方で発行する「b

e y o n d 2 0 2 0 プログラム」というロゴである。これは、文化オリンピックの市松模様のロゴについては、なかなか申請しても、認可が出るのは結構ハードルが高いこともあり、もっと誰でも申し込めるようなカテゴリーをとということで、一番右側の b e y o n d というのが生まれたという経緯である。

◇ちなみに、2012年のロンドンオリンピックのときにさまざまな「文化プログラム」が実施されたが、その中でレガシーとして非常に大きく言われているのが、アンリミテッドと題された障害者による芸術表現である。今、資料でごらんいただいているのは、車椅子の女性ダンサーが海の中でダンスをしているというパフォーマンスであるが、こういった従来なかった画期的な表現が出てきたことによって、イギリスの芸術関係者のみならず、イギリスの一般国民も、障害者による芸術表現というカテゴリーが、従来はどちらかというと健全者から見てハンディのある人たちに対しても芸術表現の機会を提供してあげようといった福祉の領域で考えられていたのが、障害者の芸術表現という、全く今まで我々が認識しなかった表現領域があるのではないかとということに目覚めた。その結果、オリンピックが終わった後もアンリミテッドと言われる障害者の芸術表現のプログラムが現在も続いている。

◇イギリスの人たちは何回も日本に来て、障害者芸術というのを盛んにPRしていて、今、文化庁も厚生労働省も東京都も、みんなこの芸術表現、障害者のプログラムを重視しようとしている。私個人の考えとしては、おそらく日本でやるべきことは、もちろん障害者の芸術表現自体、日本でもあまりやってこなかったもので、当然にすべきことであると思うが、世界は、日本は真面目だから、よくイギリスのレガシーを引き継がれましたねという認識しか持たれないのではないかと考えている。それでは、日本のレガシーは何であり、今、日本が世界に問いかけるとすると、世界最速・最大規模で超高齢化社会に向かうわけですから、高齢者が抱える社会的問題に文化芸術がどう対応していくのかという領域ではないかと考えている。一つ例を挙げれば、埼玉県さいたまゴールド・シアターをご参照いただきたい。

◇「アジェンダ21」についても少しご紹介をさせていただく。今、日本の法律改正によって文化芸術の振興というものが総合政策になったとお話したが、実はこれ特別日本が進んでいるとか、変わっているとか、そういうことは全くなくて、世界の文化政策の潮流となっている。UCLG (United Cities and Local Governments) という国際組織があり、これは、要するに世界の自治体の連合組織である。国連はUN (United Nations)、国の連合体であるのに対して、UCLGは自治体の連合体あり、残念ながら日本の自治体で加盟しているのはたしか2つぐらいしかなかったと記憶している。このUCLGが1992年のリオサミットでアジェンダ21という採択を行った。これは、21世紀、都市や自治体にとって一体何が重要であろうかと議論したときに、一番の課題は「環境」であるという宣言がなされ、これが採択されたものである。

◇おそらく92年当時に、自治体レベルで「環境」が大事だということ、まだまだ先進的だったと思うが、今、環境のことを大事にしていけない自治体はないと思えるくらい浸透してきている。それでは、環境の次の自治体の課題は何だと言ったときに、「Agenda21 for Culture」ということで「文化」ということをUCLGが提唱している。この「Agenda21 for Culture」、要するに「環境」の次は「文化」だといった提唱は、まさに文化政策は総合政策として推進されるということがはっきりするということになるのではないかと。そういった意味では、日

本の法改正は先進事例でもなく、どちらかというとならと世界からすると、少し遅れているぐらいだと思っている。

◇続いて、先進事例についてご紹介をする前に、何が先進なのかという議論になると思うが、先進だということを価値観として考えるというときには、もう既に皆さんの中にこういうことをやりたい軸があるわけである。漫然とした先進事例は多分ないと思うが、一応冒頭から文化政策は総合政策だということを申し上げてきたことから、それに基づきキーワードが見出し、それらをご紹介していきたい。

◇アートを通じた教育ということで、東京都が「パフォーマンスキッズ・トーキョー」という取り組みを実施している。もしかしたら国立市でもやっているかもしれないが、子供たちが文化を体験し、そしてワークショップを通じて、自分たちが主役の舞台をつくっていく、そういう手間をかけた支援がある。同様のことはあちこちで行っていて、横浜市が支援している「STスポット」という取り組みもある。

◇続いては沖縄県那覇市が主に支援している「りっかりっかフェスタ」という国際児童演劇祭が毎年沖縄で開催されている。これは非常に質が高い演劇祭で、一言でいうと子供だましではない大人が見てもおもしろいものを子供に観覧させている取り組みである。

◇意外と知られていないが、文化庁も子供の育成における文化芸術を非常に重視しており、その例が「文化芸術による子供の育成事業」ということで、年間50億円以上の予算を投入し、全国の2,000校ぐらいの小中学校にさまざまな文化芸術団体を派遣、展開させていくということを行っている。

◇続いて、多く見られる事例として、廃校の活用があげられる。千代田区の「3331 Arts Chiyoda」や最近閉鎖されてしまったが、豊島区の「にしすがも創造舎」などで、中学校の体育館などを劇の稽古場等に改装するといったものである。また、鳥取市の「鳥の劇場」という廃校を活用して、東京から移住した劇団が拠点として活動しているといった事例もある。

◇続いて、文化を通じた地域創生ということで、地域密着型の「BEPPEU PROJECT」というNPOがやっている、別府の町を舞台にしたさまざまな活動を紹介する。例えば、空き家をアーティストが活用してギャラリーにしたり、宿泊施設にしたりしている。また、アーティストやクリエイター、詩人たちが町に入り込んでちょっとした小道に名前をつけていくといった活動もされている。また、先ほどご紹介した「越後妻有アートトリエンナーレ」も地域創生の取り組みとしては有名である。

◇企業メセナでもこういう活動は行われており、アサヒビールが「アサヒ・アート・フェスティバル」というさまざまな全国の小さな地域おこしの活動に助成活動をずっと続けていた。現在は終了しているが、ここから育ったNPOは非常に多い。

◇市民参加という点で非常におもしろいのは、豊島区が文化芸術で地域活性化をしようということで取り組むにあたり、このような委員会の委員だけでやっていってもだめだ、区民を巻き込まなきゃいけないということで、「アト・カル大使」というものをつくった。「アト・カル大使」になるには、年間5,000円の会費を払う必要があるが、2018年の2月28日現在で1,372名の応募があったそうである。大使になると名刺が発行されるといった特典のみにもかかわらず、約1,400名がお金を払ってでも文化にかかわりたいというのは大きなパワーを感じる。

◇大阪の釜ヶ崎に暮らすお年寄りたちを対象に、「芸術大学」という芸術で自己表現していこうという社会包摂活動があり、非常にユニークである。

◇新宿区では、区内にはいろいろな国籍の子供たちが小学校にいることから、その子供たちと一緒に活動するといったプロジェクトがある。

◇福島県のいわき市では「i g o k uフェス」というのがあって、今年から始まった芸術祭であるが、i g o k uというのは方言で、標準語でいうと動くという意味であり、お年寄りがみずから動いて主役になってという趣旨のフェスタであり、新しい発想である。

◇災害復興や防災にもアートが絡むことが多々ある。東日本大震災後にコンテンポラリーダンスで被災地に慰問に行っていたグループがあり、そのグループが、慰問に行っている最中にこの地域には神楽や獅子舞などすごい踊りがいっぱいあるということに気付いた。そこで、一方的に行って見せているのではなくて、むしろ習って、正当な継承者ではないが、一緒にコラボレーションしていったほうが地域の人が元気になるのではないかというふうに発想を全く転換したという事例である。非常にユニークな活動であると考えている。

◇仙台市の新しいタイプの図書館で「せんだいメディアテーク」がある。そこでは、「3がつ11にちをわすれないためにセンター」というおもしろい機構をつくって、住民の語りなども含め、記憶を継承していこうという取り組みを行っている。

◇続いて、アーティストの藤浩志さんという人が主宰している「イザ！カエルキャラバン」という活動を紹介する。これは、子供たちを対象とし、防災教育の重要性を理解してもらうものであるが、子供たちにとってみると、この防災教育に参加するというのは義務感だけあって、あまりおもしろい活動ではない。一方で、藤浩志さんは、全国で使われなくなったおもちゃを集めてきて、様々な防災教育のプログラムに参加した子供たちにスタンプを発行し、そのスタンプの数に応じて、集まったおもちゃから好きなものを持っていけるという仕組みをつくったところ、子供たちは熱狂して防災教育を受けるようになった。私の子供も参加して、何回もプログラムを受講しており、非常にユニークな形である。

◇先ほどオリンピックの話をしたが、2020年に向けて、単なる文化イベントをやって打ち上げ花火で終わるのではなく、どうしたら地域のためになるような文化プログラムができるのかということ、静岡県が真剣に取り組んでおり、地域の文化資源を生かした文化プログラムを考えようということで、公募を行い、採択されたものの発表会を開催している。

◇文化芸術基本法の改正で文化政策が総合政策になると申し上げてきたが、もう一つ地味で大きな変更点があり、それが食文化という3文字が法律の文面に入ってきたことである。従来の旧法でも生活文化という表現があって、この中に食文化は入っているという理解だったが、それが積極的に、「食文化」という形で明示的に文化になった。

◇ユネスコも食文化都市を認定する制度を持っていて、日本の山形県鶴岡市は今のところ日本で唯一、食文化都市に認定されている。九州でもシュガーロードのような独特の文化が残っている。

◇サブカルチャーを活用したまちづくりをしている自治体としては、新潟市が有名である。新潟市は漫画家、アニメーション作家の輩出が多く、おそらく軽く100人を超えるプロを輩出している。せつかくそういう地域資源があるんだから、これを活用してまちづくりを推進していこうみたいな構想も策定されている。

◇それから、インフラ整備のみならず広い意味のまちづくり、地域振興も含めたまちづくりという点では、東京都がまさに東京アートポイント計画という地域ごとに、小さいけれどもアートポイントになるような拠点をつくって、そういうNPOを支援するようなプログラムを実施している。国立市近辺でも、「TERATOTERA」という中央線の高円寺から国分寺までのあたりのエリアを対象とし、このあたりのエリアで文化を活性化させようというNPOの支援や、「小金井アートフル・アクション！」での支援が代表例としてある。

■ゲストスピーカーの説明後、委員より下記のとおり質疑・意見等があった。

【湯本委員】

◇統合政策という言葉がたびたびでてきたが、この言葉についてもう少し説明をしていただきたい。

【太下氏】

◇従来の文化政策というのは、当然ではあるが、文化芸術の振興そのものが第一の目的であった。それが先ほどご説明したとおり、文化芸術振興にとどまらず、文化芸術を振興することが、それがあたかも一つのツールになったような形で観光振興につながったり、まちづくりにつながったり、国際交流につながったり、福祉につながったり、教育につながったり、産業振興につながったりする。そういう効果があるのだということは前から言われてはいたが、であれば逆にそこまでを範囲として、文化振興の広い範囲として取り込んでしまっただけ、そういった効果を見越した文化政策の推進にすべきではないという趣旨である。

【足羽委員】

◇様々な地域の、大きい地域から小さい町のレベルまでいろいろな状況をたくさんご覧になっていらっしゃると思うが、私が少し懸念しているのは、似たようなものがたくさん増えてしまっていて、潮流としてまねをするのは良いが、特色を生かすと言いながら、それほど地域的な歴史がなかったりしてしまっている気がするが、このような傾向はどのように考えているか。

【太下氏】

◇若干自戒を込めていうと、このような審議会の場で先進事例の紹介などをしてしまうのも各自治体の自由な提案を阻害している要因ともなっている気もしている。もちろん、例えば教育の分野などでは、本当に良いものというのは普遍的にどこでもやれば良いと思うし、そういうベーシックな部分はきっとあると考えている。一方、国立ならではという部分は多々あるはずなので、それは別にほかはどうかということとは全く関係なく、自分たちとして、こういう資源があって、こういうふうにやれば良いと思えば、どこにも似たような事例がなくてもやっていけば良いと考える。

【綿引委員】

◇この文化芸術という世界を発展させるというか、その地域で頑張っていこうとなった場合のキーワードというか、ポイントになりそうなところを考えていて、お話を聞いていて思ったのが、コミュニティ、人とのつながりかなと思ったところである。

◇例えば、現代アートが経済的にとか、すごくちやほやされる時代ではあるけれども、果たしてどのくらい共感を得ているのかなという部分もあるし、様々ご紹介いただいたイベントなんか、アドバルーンは上がるが、持続性はどうかかなと考えてしまうところがあった。

地域の人たちが気持ちも含めてずっとつながっていくようなもの、一番簡単な例が地域のお祭りのようなものだと思うが、この点に関するご見解はあるか。

【太下氏】

◇今の意見はすごく大事な点であると思う。持続可能性は非常に大事な視点であり、文化プログラムを何か仕掛けていこうというときに、一番やりやすいのは、さっきも話したとおりイベントである。予算をつけて、広告代理店などに委託すれば、すぐに何かできてしまうが、それだとまさにコミュニティで地に足がつかないということがあり得る。

◇地域の人たちが、どういう対象かわからないけど、とりあえず大事だよねといった感じにじんわり思っていて、ずっと続けていこうというふうなことができるの良い。その裏側では、おそらく、お金の問題と、ある種の専門人材のような存在が必要である気がしている。やはり、地域でそういうアートプロジェクトを展開していくには、そういうアートプロデューサー的な、地域のこともわかるし、アートのこともわかる双方通訳できる存在が重要ではないかと個人的には思う。

【今村委員】

◇文化庁がたくさんお金を支出しているという話があったが、自治体がプロジェクトを実施する際にクラウドファンディングのような手段を用いているところはあるのか。

【太下氏】

◇さっきご紹介した越後妻有だと、中山間地であり、棚田が大半である。棚田はやはり手間がかかるので、地域の人たちはもうやめようと思っていた。一方、アートフェスティバルのようなものをやったら人が関心を持って見てくれて、この棚田はいいねと褒めてくれたというので、地元の人たちが再開することにしたという流れになった。

◇普通の農林水産省の政策だったら補助金みたいなもの、お金が入り込まないと継続、持続できないが、ここでは、クラウドファンディングとは言っていないが、棚田のオーナー制をとり、公募をして、お金を出してくれた人に収穫できたらお米をあげるとか、労働力もないため、収穫祭みたいなことをみんなでやって稲刈りをしたり、といった活動をしている。クラウドファンディングのような形でお金を集めるというプログラムはこれからも増えてくることを見込まれる。ただ、逆に言うと、世の中、クラウドファンディングが流行しており、専用サイトも立ちあがっていることから、よほどおもしろいプロジェクトを提案しないとお金は集まらなくなる可能性が高いのではないかと。

【今村委員】

◇少し文化の視点から離れるかもしれないが、このような町では、クラウドファンディングではなく、ふるさと納税的なものを活用していくということもある程度視野に入ってくることはあると思うが、そういったことも多く行われているのか。ふるさと納税というと、返礼品とかいって品が贈られてくるイメージだが、そういうものがこのような活動に結びついていくというものもあるものなのか。

【太下氏】

◇数はあまり多くないと思う。ただし、北海道の東川町が写真甲子園という催しをやっており、文字どおり高校生が写真を出して写真コンテストを行っているが、この費用をクラウドファンディングで賄っている。ふるさと納税は、要は自治体のお財布に入ってしまうため、

一般財源になり、その使い道は議会で決めるという原則がある以上は、このために使うという事は、実は厳密に言うと確約できておらず、いかに首長がこれはこれに使うと明言しても、それは確実に担保されないのが現状である。

【事務局】

◇少し補足させていただくと、国立市であれば、ふるさと納税に対して一番大きい目玉としてやっているのが、駅舎の復元に用途を限定しているメニューがある。あとは先ほど太下先生がおっしゃったように、何というのは特に決まっていなかったとしても、例えば教育に関してこれを使ってくださいとか、福祉に対してこれを使ってくださいとか、そういった選択肢はあり、文化芸術もたしかあったはずである。さらに、例えば「本を買ってください。子供たちに本を買ってください」という寄附だった場合は、当然図書の購入費にそれを充当していくといったことは現在も行っている。

【沢辺委員】

◇例えば東京オリンピックに何万人のアーティストをコミットメントさせるや、アーティストを地域活性をはじめ様々なところで社会的に活用していくことが重要であるという概念を日本の国家として考えているというのは非常によく分かるが、例えばイギリスの事例だと、当然、ロンドンオリンピックのときにあれだけ成功して、かつ、アーティストが生きていける、アートマーケットみたいな、いわゆるアーティストがアーティストとして自活していくという可能性というのが日本と全然違うのではないかなというイメージがある。アーティストが社会にどう役立つのかとか、アートをどういうふうにするのかという議論と、同様にアーティストがどういうふうに住んでいくのかとか、自立していくのかということも両輪のような課題なのかなという気がしているが、国家が今、どんどん文化を、文化立国にするとか、そういう中でアーティストの自立について国家はどのように考えているのかご見識を伺いたい。

【太下氏】

◇法改正が行われる前、旧法のもとで策定された第4次基本方針の中で、我が国が目指すべき将来的なビジョンが最初に掲げられていて、その一節に、文化芸術に携わる人々が誇りを持って暮らせるといった表現が盛り込まれていた。これまでは、文化芸術を振興しようと書かれているが、文化芸術に携わる人とかは一切書かれてこなかったのが現状であり、これまでの流れを鑑みると非常に画期的であった。

◇今回の新法の目的にその流れがあって、アーティストが生きていけるような社会をつくらうという精神が引き継がれている。ただ、文化経済学的にいうと、例えば舞台芸術が典型的であるが、演劇というものは、お客さんの払う入場料だけでペイするものではないことが理論的にも証明されており、そこに公的な助成金が入らなくては成り立たない分野である。それで言うと、国なり地方自治体なりの文化予算の額、1人当たりどのぐらいなのかというのが、ダイレクトに生計が立てられるかどうかに関係してくる。それでいうと、日本は、残念ながら先進国で最下位であり、絶対額でも、国家予算における文化芸術関係の費用の比率も非常に低いのが現状である。

◇全体の0.1%という数字は圧倒的に低い数字であり、実額ベースで見ても、韓国よりも低くなっている。なので、まずはこういった状況をいかに変え、文化予算をいかに増やしてい

くのかというものがダイレクトに効いてくることになる。もしそれが難しいということであれば、違うところから文化芸術の世界にお金が出る仕組みを考えていかなければいけない。第一に考えられるのは企業メセナで、企業が文化を支援する。あとは先ほどからお話に出ているとおり、市民がもっと幅広く支援する仕組み、それはクラウドファンディングなのか、ふるさと納税なのか、寄附なのかかわからないが、そういったことをもっと考えていかなければいけない。いずれせよ、かすみを食べて生活していけるわけではないので、どこかからお金がこの世界に流れ込んでこないで自活できるようにならないという形になると思う。

【足羽委員】

◇外部から国立市をごらんになって、ここが国立市の良いところがだというものがあれば一言いただきたい。

【太下氏】

◇私自身国立市には数度しか来たことがないが、国立市に住んでいる方は、社会移動が少ない、要するにそこにずっと住んでいる人が結構多いような気がしている。それは多分、暮らしやすいからではないかなという気がするが、暮らしやすさの背景として、多分、特に中央線とか京王線沿線じゃないエリアから見ると、国立市のイメージって、まず、国立駅のイメージがすごく大きいのではないかな。国立駅からのきれいな通りと一橋大学があり、本当にきれいに整備された学園都市のイメージがまずあるが、それがずっと谷保のほうに南下してくると、すごくのどかな雰囲気も持ち合わせており、これが共存しているところがやはり魅力になってくるのではないかな。

◇東京は山手線を中心に放射状に私鉄が延びている世界的に見ても珍しい都市構造を持っている都市であり、ゆえに、郊外居住というのはすごく一般的な居住形態がとられることが多く、ほかの郊外の都市は住みかえが多いような気がする。それに対し国立市は、とりあえず地元住民と言ってもいいような人たちが多くまちという気がしており、その地区にアイデンティティを感じている人も多いとも思うし、密かに一芸を持っている市民が多いのではないかなという感じがしている。別に出しゃばって何かやるわけではないが、例えすごく三味線がうまい人といった人々が住んでいる印象を受ける。

(4) 事務局からの連絡事項

■事務局より次回以降の開催について下記のとおり説明があった。

【事務局】

◇次回は7月23日を予定している。

【池田議長】

◇ヒアリング資料に一部落丁があったことから、差し替え願いたい。

【事務局】

◇正式なものを改めて送付させていただく。

◇前回ご説明した事前課題については、提出期限を7月20日にさせていただいていることから期限までのご提出をお願いしたい。

(5) 閉会

